

目次

- 第15回大会関連 1
- 第15回大会特別講演 5
- 第24回総会が開催されました 7
- 理事会報告 9
- 選挙資格に関するお知らせ 10
- 会費納入状況のお知らせ 11
- 『日中社会学研究』第12号 11
原稿募集のお知らせ 11
- 来年度の大会開催校について 11
- 出産・育児に係る特別研究員・
海外特別研究員の採用の中断
及び延長について 11
- 第19期日本学術会議の会員として
推薦すべき者について 11
- 日本学術会議新役員について 11
- 日中社会学会 2003年度 12
秋季研究集会のお知らせ
- 中国研究・隣接分野の動向——政治学 14
- 在外会員通信 16
- 日中社会学会会則 18
- 日中社会学会役員選出規定 20

■第15回大会関連

日中社会学会第15回大会を終えて

第15回大会実行委員長 坪井健 (駒澤大学)

去る5月31日と6月1日の両日、日中社会学会第15回大会が駒澤大学を会場にして行われました。台風接近の暴風雨の中、参加された会員の皆様ご苦労様でした。十分なおもてなしができず反省することばかりですが、大過なく終えることが出来て、まずはホッとしております。

特別講演では、佐々木宏幹先生が華人の生活の中に根強く生きている童乩信仰を中心とする民衆の基層宗教の実態をスライドを交えて興味深く話してくださいました。その後の書評セッションでは、飯田哲也会員の司会で『ボランティア活動の成立と展開』を黒田由彦、園田茂人両会員からコメントして頂き、著者の李妍焱会員も参加して、フロアからも率直な質問が投げかけられ活発な意見が交わされました。

総会の後の懇親会は、旧三越迎賓館で今は駒澤大学深沢校舎になっている豪華ホールで

の立食パーティでした。参加人数の読みができず控え目に料理を用意した関係で質素なテーブルになってしまいました。

翌日も小雨模様の天気でしたが、午前は3つの部会で一般自由報告を開催しそれぞれ活発な議論が交わされました。午後のシンポジウム「中国研究の最前線 Part II」は庄司会員の司会で、国有企業と単位制度(唐燕霞会員)、宗族組織の変容(呂楠会員)、非営利組織(岡室美恵子会員)と要所を抑えた中国社会組織の研究として統一性ある内容でした。

シンポジウムが終了する頃には、薄日が差し込む天気回復し、来年度愛媛大学での再会を約束してお開きとなりました。今大会では主催者として至らない点が多々あったことを反省しておりますが、役員の方々は元より、話題提供、司会、報告をして頂いた会員や参加して下さった会員のご協力に感謝致します。会員諸氏の今後の研究と交流に収穫の多い大会になってくれることを期待しています。

【書評セッション】について

飯田哲也（立命館大学）

書評セッションでは、李妍焱著『ボランティア活動の成立と展開』（ミネルヴァ書房,2002年）が取り上げられて論議された。本書は2人の話題提供者（黒田由彦氏、園田茂人氏）の指摘にもあるように、ボランティア活動の成立と展開に関して、日中の事例の比較研究によって、活動の自発性の可能性を探るという意欲的な労作であるが、それだけにまた多様な論点をも含んでいる性格の本でもある。2人の論点提起を軸として活発な論議がフロア発言も含めて展開されたが、事例研究にありがちな「拡散的論議」でなかったため、著者の研究の発展への期待という意味で、このセッションの論議の概要としては、以下のように課題提起的に整理しておくことにしよう。

1. 理論問題として、日中比較という場合には「先進的」とも思われる欧米における研究をも考慮して、比較の枠組みをより明確にするという課題。

2. 中国における社区（居民委員会を含めて）研究と「ボランティア」研究とどのように関連させて理論的に豊かにしていくかという課題。

3. 居民委員会との関連で自発性と「動員」との関連を理論的にも実態分析においてもさらに明確化していくという課題。

4. 地域管理政策が新たな展開をみせている最近の中国の動向をどのように性格づけてこの研究を進めていくかという課題。

なお、論議はこれにつけるものではないが、上に挙げた課題に結びつく論点がこの本には含まれていることは、参加者のおおかたが認める場所であったと思われる。

【一般自由報告A】（第1・第2報告について）

文楚雄（立命館大学）

一般自由報告Aセッションの前半は宮内紀

靖氏と郭新平氏の二人の発表がありました。

宮内紀靖氏の報告『中国の「公」と「私」の論理を考察する』では、中国社会における「公」と「私」の概念の歴史的な流れや変化を、日本社会のそれと比較しながら、両国における同概念の違いなどが指摘されました。と同時に、中国社会の「私」概念欠如などの現象についても指摘がありました。フロアからは、中国の「プライベート」と「パブリック」については、欧米の学者達の研究ではかなり定着した説などがあるが、今更この問題を取り上げて議論するねらいは何かなどの質問があり、時間がオーバーするほど激しい討論が広げられました。

郭新平氏の報告『中国に進出した日系企業の労使関係と企業統治』では、中国での現地調査のデータを使いながら、中国に進出した日系企業における中国共産党の党組織、工会組織の現状や機能及び企業統治における役割などが報告されました。党組織や工会組織が労働争議などに一定の役割を果たしながらも、日本の経営者にとっては、適用する法律などが異なることから、それら組織が今後どのように経営に関与してくるのか不安が残っているとの指摘がなされました。フロアからは、工会組織の具体的な運営プロセスや独資企業と合弁企業の違いなどに関する質問があり、熱の入った討論を通じて、中国に進出した日本企業の現状に対する認識が深まりました。

【一般自由報告A】（第3・第4報告について）

永野武（松山大学）

第3報告：陳瑞娟会員「中国における大学卒業生の就職制度に関する研究」、第4報告：王麗燕会員「中国における全国統一大学入試の実施プロセス」は、順番を逆にすれば、大学における「入口と出口」という面に関する研究報告であった。これらは、昨今の日本における「大学生生き残り競争」において、殊に

私立大学においては、特に焦点を当てられる側面に数え上げられるものと言える。その意味で、司会者としても関心を持って報告に聞き入った。

両報告とも、制度の成立経緯と実施様態についてまとめられており、「ある時点」までの状況が比較的よく把握されていたと言える。報告後の質疑応答および討論における論点を示すならば、以下の3点に集約されるであろう。

第1に、これらの制度が、ここ数年において、どのように変化しているのか、もしくは変化していないのか。具体的かつより詳細な事例の紹介が求められた。第2に、中国におけるこれらの制度を、日本で研究することの意義に関することである。第1の点を追求していくことだけに主眼を置くならば、むしろ中国に足場を置いて研究するほうが有利と言える。日本に限る必要もないが、他の社会との比較研究という視点が望まれる。第3に研究目的、すなわち、つきつめたところ、「何を明らかにするための研究なのか」という点である。

以上の論点に関して討論における進展はあまり見られなかったのが残念ではある。両氏の報告を、「より広い視野に立った、より深い研究」のための第一歩としてとらえ、今後の展開に期待したい。

【一般自由報告B】 鈴木未来 (大谷大学)

一般自由報告Bの報告1「シンガポール及び香港の福建組織による教育事業の比較研究」(合田美穂氏)では、タイトルにある2つの教育事業の歴史を比較検討することで、シンガポールの「華人化」と香港の「中国人化」という2つの異なる発展パターンを提示した。報告者は教育政策の展開との関連で2つの発展パターンの説明を試みた。質問でも出された、教育を受ける(受けさせる)側のメリットを両地域における人口移動とあわせ

て着目することは、2つの発展パターンが両地域の福建組織以外の教育事業にどのような影響を与えるかを考察するためにも重要になるであろう。報告2「中国の障害児教育研究の展開」(呉秋紅氏)は、中国においても研究の蓄積が浅い早期の特殊教育についての先行研究の考察が行われた。インテグレーション、インクルージョンという概念をめぐる検討の相違や、「随班就読」という実践的な試みの問題点が報告された。質問でも出された1980年代以前の教育一般の理念との比較検討を行うことで、3つの概念や実践の関連が明らかになり、これからの障害児教育の実践に研究がどのように寄与するかが明らかとなろう。報告3「台湾の歴史教科書における日本認識の一考察」(張原銘氏)は、近年の台湾の本土意識の高まりを歴史教科書における対日抗戦史の記述における変更点から考察した。抗日戦争を経験した第一世代と経験しない第二世代以降との歴史意識の違いはこれまでも指摘されてきたが、質問でも出された歴史教科書自体の多様化と類型化は、そのような教科書を教育の現場で望む大人の意識の表れでもあり、「世代」の違いだけでは捉えられない新たな歴史認識の段階にさしかかっていると見ることもできよう。最後に行う予定であった総括討論に十分な時間がさけなかったのは司会者の力量不足によるものである。教育にかかわるこの部会は、全体として歴史認識に重点を置いた上で研究課題を提示する報告がそろった。提示された課題に基づく各報告者の研究成果に期待したい。

【一般自由報告C】 東美晴 (流通経済大学)

【一般自由報告C】では、「現代中国の家政婦雇用と家庭内労働の社会化」(大橋史恵, 東京外国語大学)、「消費文化の日中比較—育児雑誌の分析より」(富田和広, 県立広島女子大学)、「『銀錢流水帳』からみる宗族内部の変化と存続」(陳鳳, 姫路獨協大学)の3本の報

告があり、活発に議論が行われた。

大橋会員の「現代中国の家政婦雇用と家庭内労働の社会化」では、家政婦雇用者に対するアンケート調査および聞き取り調査から、家政婦雇用の実態としてシャドウ・ワークの多さが報告された。家政婦として雇用される女性の多くが出稼ぎ女性であることによる、契約のあいまいさ、住み込み労働に起因する時間外労働の多さが、原因として指摘された。

富田会員の「消費文化の日中比較－育児雑誌の分析より」では、中国における消費文化の進展度合いが、育児雑誌の内容傾向分析から考察された。日本の雑誌は読者投稿、アンケートが広告を除いた全体の30%を占めており、「素敵な親(子)」を演じナルシズムを満たす舞台となっている。これは育児の消費化としてとらえられる。中国の雑誌にも、比率は低いですが、こういった読者参加型の傾向が現れ始めている。また、育児情報の商品化の度合いは、広告の比率からみることができ、日本の雑誌では、その比率が全体の約4割を占めるものがある。中国の雑誌においても、その比率が30%を占めるものが現れている。これらの傾向から中国における消費文化の高度化が指摘された。

陳鳳会員の「『銀錢流水帳』からみる宗族の内部変化と存続」は、山西省農村の李氏宗族における「銀錢流水帳」(金銭出納の記録)から、宗族における内部変化の分析を試みたものである。李氏宗族は1898年～1964年までの間、毎年祖先祭祀を行ってきた。だが、その費用の捻出方法は時期により異なっており、ここから内部構造の変化が示された。

[シンポジウム 中国研究の最前線 Part 2]

ニューズレター編集担当

当シンポジウムでは、庄司興吉会員(清泉女子大)の司会で、「中国国有企業統治と単位制度の変容」(唐燕霞会員、島根県立大)、「関中平野における宗族組織の変遷」(呂楠会員、甲南女子大)、「中国民間非営利組織のいま」(岡室美恵子会員、笹川平和財団)の報告が行われ、南裕子会員(農村開発企画委員会)、首藤会員(兵庫教育大)の討論者による論点提示なども交えて議論が行われた。

各報告者による「問題の発見」や、今後の理論的彫琢が期待される分析枠組みの提示は、中国研究者にとって示唆に富むものであった。唐会員は、経済学的視点からの国有企業の企業統治に関する先行研究、および社会学的視点からの「単位」に関する先行研究を整理し、両者の視点を生かすことで、従来あまり言及されることのなかった政府、党組織、企業の諸関係を分析する視座を提示した。呂会員は、西安近郊農村の調査によって、解放から改革開放までの時期に宗族の家族観が社会秩序に与えた影響を明らかにした。同時に、改革開放後の階層分化と経済的ボスの台頭が、宗族成員間の経済的相互扶助を希薄化したことを指摘し、今後の宗族研究における問題の所在を示した。岡室会員は、民間非営利セクターの出現と発展を、中国の市民社会の漸進的改革と発展の視点から分析する壮図のもと、「社団」など詳細な現地調査報告を行った。公共サービスの担い手、雇用吸収、党建工作の新単位など、様々な役割を果たす中で、「中国のNPO」は官からの権限委譲や法制化を受け、新たな「市民」エージェントとして発展しつつあることが報告された。各報告者の今後の研究成果が大いに期待されるシンポジウムであった。

「現代漢民族の民俗宗教——とくに童乩信仰をめぐって」(1)

講師 佐々木 宏幹 (駒澤大学名誉教授)

今日のお話で申し上げたいのは、漢民族のいわゆる民俗宗教という宗教の形態は、宗教の理念を強調する知識人の宗教の枠組みからは外れているということです。民俗宗教の特徴は社会や政治や文化が変わると、それに乗っかって思想観念を変化させ儀礼を変革するということにある。多分そういうところが中国の漢人たちが世界中どこに行っても苦労しながら成功している、そしてどんな社会にも適合していけるという性格のベースなのではないか、それが今日これから申し上げる民俗宗教についての話になると思っております。以下レジュメに沿って申し上げます。

I. はじめに

漢民族、Han-Chineseと言われている人々は、ご存知のとおり漢族だとか、漢人だとか呼ばれておりまして、今日の中華人民共和国の総人口の92%を占めておりまして、後は50いくつかの少数民族が存在すると言われております。また、台湾の住民と海外に出かけた華僑、華人は今では、3,000、4,000万人になっていますから、これらは華僑と言わないで、研究者は華人と呼んでいるようであります。そういう人たちをも含んで、ここでは「漢族」「漢民族」とよんでいきたいと思っております。本日の発表では東南アジア諸国の華人社会と、主に中国の福建省アモイ周辺が話の対象になります。

今日の題は「漢民族の民俗宗教——とくに童乩信仰をめぐって——」となっておりますが、「民俗宗教」という概念をどのように説明するか、これが重要でございます。K.Yeh という人の1989年の文献、後ろのほうにその文献表がございますが、Yehの図を使わせてもらいました。この民俗宗教の中身については、その図を見ただけではお解

かりいただけないと思いますが、民俗宗教のベースにアニミズムがある。アニミズムは一切の存在は人間をはじめ動物も植物も、いのち、あるいは靈魂を持つという、そうした感覚や信仰です。それからマナイズムは、アニミズムと表裏の関係にあるのですが、「力」を象徴する信仰形態です。それは「マナ」と言う南太平洋の言葉に由来したとされています。それが人間を通して行動化し、儀礼化したものがシャーマニズムだと捉えています。だからアニミズム、マナイズム、・・・イズムというものは、観念形態、あるいは感覚の対象として内面に取り入れられるようなもの。そして、その信仰が外部に儀礼として現れたものがシャーマニズムだと言えます。学者によっていろんな解釈がありますが、「社会的に制度化されたアニミズム」がシャーマニズムだという人もおります。ですから「原始的な宗教形態」とされますが、最近あまりプリミティブという概念は使わなくなっています。しかし今でも論文にプリミティブという言葉を使う人もいるので、ここでは一応そういう宗教形態を指しています。このベースに儒教・仏教・道教が重なった、融合し集合した形態、それを「民俗宗教」とここでは呼びます。ですから図の黒くなった部分、一番基盤にはアニミズム・マナイズム・シャーマニズムがあるという風にここではご理解いただいて結構であります。では誰がこの担い手なのかということですが、インテリはそうしたものを、日本でもそうですが、軽蔑します。あれは低級なものであると。ところがこの漢族の民衆を見ますと年中行事であれ祭りであれ、まさに民俗宗教そのものです。私はそういう実感をもっておりまして、「エリートと対照的なマスによって担われている」宗教という風にかかせてもらったのはそのためです。

II. 民俗宗教としての童乩信仰

さて、童乩というのはいったい何であろうか。東南アジアの漢民族、華人の社会では、Tang-ki、Dang-ki、・・・という呼び方もいたしますが、そういう性格的にはシャーマニックな宗教者が一般生活者の篤い信仰を集めております。これは、どの地域においてもそうであります。

童乩と呼ばれる人たちの多くは男性であります。東南アジアでは女性もおりまして、それが厄姨だとか巫婆と呼ばれている宗教者です。

童乩は仏教の僧侶や道教の道士を「表の宗教」、大きな寺院、道観を構えて、そこで儀礼や講義なんかをするということを中心とする宗教施設を「表の宗教」とすれば、童乩や厄姨などの宗教は「裏の宗教」なんだろうと思います。だからシンガポールに行くと童乩廟に行きたいと思っても、どこにあるのかかわからないでしょう。それは〜ロードなどの表道を通ったらそういうものは見えないのです。また、シンガポールの観光の人々が案内するのも有名寺院や道観には案内するけれども、裏の裏に潜んでいるような童乩のところには案内いたしません。このごろ高層建築化が始まりましたので、マンションの何十階だとかに住んでいることが少なくないのです。だからそこを借りて、そこでセアンス(seance)と言いましょか、「降霊儀礼」をやっているって人々が多いのです。シンガポールには数百の童乩廟、四、五百と言ってもいいかもしれませんが、それほどの廟があります。これは寺院や道観の何十倍と言っているくらいです。それだけのものがあるんだとV.Weel という人が論文で指摘しております。だから童乩廟は目立たないところにある。

童乩信仰はシャーマニズムをベースとして、仏教・道教・儒教などの教えや教典を包含しているからさっき言った意味で、民俗宗教の一典型といえることができます。

ここが大事ですが、童乩の宗教的特質はな

んであらうと探ってみますと、トランス、これは心理学用語であると同時に人類学、社会学で使っておりますが、変性意識、通常の意識が変異したもの、夢うつつのような状態と言ってもいいかもしれませんが、それを伴って神霊や精霊との「直接交流」をするんです。「直接交流」っていうのはなんであるかという、次に書きましたように、憑入・憑感・脱魂などの型がある。憑入というのは、相手の霊が自分の体の中に入って人格転換が行われて、第一人称で、「私は閻聖帝君であるぞ」とか、「観音菩薩であるぞ」、とやるのが、憑入型とここではいいます。憑感型というのは、身体の中には入っていきませんが、観音様が見えた、玄天上帝が見えた、感天上帝が見えたなど、見えたり声が聞こえますが、自分の意識は転換しておりませんので「神が云々申しています」という。これを憑感っていう私が作った言葉であります。そういう風に表したいと思えます。脱魂というのは、シャーマンの魂を霊界に飛ばして、霊界の神々と交流し、戻ってきたシャーマンの魂が体に入って人々にものを言う。これもダイレクト・コミュニケーションの中の一つとして、学者は了解しているようであります。童乩は一般に10代〜20代で神がかりの経験をします。そして、自分を神に選ばれた人間だという自覚を強め、先輩童乩のところに行って、いろんな儀礼の仕方を学んで一人前になることが多い。

その役割は託宣といって神の代わりに何かをしゃべる。それからクライアントの依頼者が今年の運命はいかがでしょう、っていうことになると予言をする。それから病氣治療にあたる。それから霊を祓う、祓霊。それから仏像ができた時に、自分の舌を切った血液であるとか、指先を切った血を筆先で目や口に書きますが、そうすると観音様の像にいのちが入る。自分が観音に神がかりで血でやるのですから観音の霊験あらたかなのだというので、これは大陸のほうでもその場所を見ました。それからお祭りをするときの司祭者の役割も果たします。例えば

どういふことをするのだろうか、その例を一つ。

シンガポールの楊天宮の女性童乩の場合から申しますと、依頼者がやってきまして、「私はチャオという名前です、歳は55歳で4月28日生まれです。娘は熱が出て吐き気がしてたまらないと言っています。妻は妊娠している」とその夫である人が言います。そうすると童乩は左手の指を折って数えながら何かを思案しつつですね、娘の病気はそう重くないから心配することはない」と。そしてかならずどこにもあります、黄色の符、御札ですね、神の御札。それから緑の札。これは文と武を表すという風に説明されますが、それにトランス状態で文字を書いたものをあげる。そしてあげたものはお守りにしても良いし、それを燃やした灰を葉ないしは水の中に入れて飲むと、神様の力を得ることができる。こういうことです。その神符を書きながら「吐き気がするそうだな、頭痛もするの」と訊く。依頼者、「はい頭痛もします」。そうすると、そこに神様の言葉を通訳する人が必ずおりまして、「神符は燃やし灰をミルクに混ぜて娘に飲ませなさい」。そうすると謝謝になるわけですね。

それからもう一つ興味深い例。依頼者がこういう。「女友達との交際についてお伺いいたします。このごろ二人の交際がうまく行かないのですが結果はどうなりましたか」。童乩しばらく目を閉じて、「この女友達にはすでに新しい恋人ができています。彼女はあなたとの関係が決裂することを願っている。あきらめたらどうか。人生の明るい面に目を向けて生きるようにしなさい」。依頼者、「このような惨めな思いをはやく忘れたい。この辛い一日から立ち直れるように神様の札を何枚か恵んでください」。ということで札をあげる。調べてみると病気がだいたい2/3ぐらい、後がいろいろ運勢であるとか、今言った恋の問題であるとか、財産とかかっていったふうになるのであります。

(2003年5月31日 於：駒澤大学)

(編集担当：講演を載録するにあたり、佐々木宏幹

先生、駒澤大学坪井ゼミのみなさまには、たいへんお世話になりました。記して感謝申し上げます。なお、ご講演の後半は、次号にて掲載する予定です。お楽しみに。)

■第24回総会が開催されました

第24回総会は、大会一日目、中村則弘氏を議長として開催され、理事会提出の各議案、会計監査報告が承認されました。なお、承認された議案は以下の通りです。

第1号議案 2002年度事業報告

1. 研究大会の開催
2. 機関誌『日中社会学研究』
第10号編集（発行は2003年4月）
3. 「ニューズレター」発行 4回
34～37号 02.2 02.10 02.11
03.3
4. 理事会開催 2回 02.6.1 02.11.16
5. ホームページの運営
6. 会員業績一覧の作成 ホームページで公開
7. 会員概況
前大会以降の入会21名 退会3名 除籍6名
現会員146名（一般97、学生49）
在外国外国人会員は含まず
8. 編集委員会報告
9. 研究委員会報告 1回
研究会 03.3.2 於：駒澤大学（李妍焱「社区服務」が開く中国民間非営利組織の活動空間）

第2号議案 2002年度決算報告

2002年度会計報告

I 一般会計報告

収入総額	1,154,603
支出総額	131,792
差し引き残額（次年度繰越金）	1,022,811

※残額内訳

郵便局定期預金	300,000
郵便振替口座	309,000
郵便局普通口座	410,535
現金	2,276

収入の部

費目	予算額	決算額	増減額	備考
前年度繰越金	439,087	439,087	0	
会員会費	500,000	698,000	198,000	
機関誌販売	5,000	17,500	12,500	
雑収入	1,000	16	▲ 984	預金 利子
合計	945,087	1,154,603	209,516	

支出の部

費目	予算額	決算額	残額	備考
機関誌制作費	450,000	0	450,000	
学会ニュース経費	20,000	17,490	2,510	
事業費	40,000	0	40,000	
事務費	20,000	19,324	676	会費振込 手数料他
通信費	80,000	89,928	▲ 9,928	
会議費	150,000	5,050	144,950	
予備費	185,087	0	185,087	
合計	945,087	131,792	813,295	

II 第14回大会・第23回総会特別会計

日時	2002年6月1日（土）・2日（日）
会場	立命館大学
大会会計担当者	飯田 哲也

収入総額	345,000
支出総額	345,000
残額	0

収入の部

大会参加費	185,000	懇親会費を含む
大学等からの補助	160,000	大学、学部学会から
計	345,000	

支出の部

飲料等	15,000	
清掃費	50,000	会場費は免除、 会場清掃費のみ
看板等	40,000	
アルバイト	80,000	16,000*5
消耗品費	15,000	
印刷費	10,000	「報告要旨集」の紙代
雑費	25,000	要員等の弁当代など
懇親会費	110,000	
合計	345,000	

上記の通り報告申し上げます

2003年5月16日

日中社会学会事務局
会計担当理事 細萱 伸子



2002年度監査報告

帳簿、預金証書、支出証拠書など監査した結果、いずれも適正に処理されていたことを報告します。

2003年5月29日

吉沢四郎
米林喜男



第3号議案 2003年度事業計画案

1. 研究大会の開催
2. 機関誌『日中社会学研究』発行
第10号(2003年4月発行)
第11号 2003年8月
3. 「ニューズレター」発行3回 03.5 03.10
04.1
4. 研究会開催 2～3回 03.5
5. 理事会開催 2～3回 03.5
6. ホームページの運営
7. 会員業績一覧の作成(継続)
8. 第36回国際社会学機構(IIS)世界大会でのセッション開催準備

第4号議案 2003年度予算案

収入の部

費目	予算額
前期繰越金	1,022,811
会費収入	500,000
機関誌販売	5,000
雑収入	1,000
合計	1,528,811

支出の部

費目	予算額
機関誌製作費	1,000,000
学会ニュース経費	20,000
事務費	20,000
通信費	80,000
事業費	5,000
会議費	150,000
選挙費用	20,000
予備費	233,811
合計	1,528,811

第5号議案 次年度大会・総会の開催地・開催校について

第6号議案 役員選出に関する役員選出に

関する申し合わせ事項

2003年5月31日(第1回理事会)

1. 日中社会学会役員選出規定第2条第2項によって定められている直接選挙によって選出されたものの協議によって推挙される理事(5名)、および第3条によって定められている新理事会において推挙される会長は、第7条によって定められている理事の被選挙権と同様の資格を持った会員から推挙されることとする。
2. 日中社会学会役員選出規定第7条によって定められている選挙資格を有するものは、前年度の会費を、選挙が実施される年度の9月末日までに納入した者とする。

■理事会報告

〈日中社会学会2003年度第1回拡大理事会〉

5月31日に駒沢大学で開催されました。審議内容は、以下の通りです。

1. 会員異動
4名の入会希望と3名の退会希望が承認されました。

2. 総会提出資料が承認されました。

3. 除籍処分について

会費滞納者の除籍処分について審議され、再度督促後、年末まで待って除籍処分とすることになりました。

4. 役員選出に関する申し合わせ事項について
原稿の役員選出規定には、推挙理事の資格および会長の資格が規定に明示されていない、選挙資格の確定時期が明示されていないという2点が指摘され、申し合わせ事項を理事会で決め、総会で承認を受けることにしました。これについては、24回総会で承認されました。

報告事項としては、所属変更と住所変更がそれぞれ1件ずつ報告されました。

〈日中社会学会2003年度第2回拡大理事会〉

6月1日に駒沢大学で開催されました。審議内容は、以下の通りです。

1. 会員異動

1 名の入会希望が承認されました。

2. 大会について

今後の大会のシンポジウムの企画、特別企画、大会準備についてのマニュアル化について提案があり、大会担当理事に一任されました。

次期会場校として愛媛大学、実行委員長を中村則弘氏が担当することが承認されました。

また、大会予算を一般会計に計上、準備金の貸与の希望がだされましたが、大会予算を一般会計に計上することはできない、また準備金の貸与についても現状では難しいことが確認されました。

その他、大会記録の学会誌への掲載、大会の模様を「ニュース」に掲載、シンポジストの報告の掲載、自由報告の申し込み期日を早めて、レジュメ提出を今年度通りとするといったことが提案されたが、これらについて継続審議となりました。

3. 研究集会の開催について

IIS の世界大会の延期を受けて秋にミニ研究集会を開催してはという企画が出されました。同じように、来年度、再来年度の研究会、大会に向けての企画として、東アジア社会(韓国など)の研究者との大会シンポの開催、中国政治、中国経済、農村研究などの研究者との大会シンポの開催)、北京や上海・杭州での研究集会の開催といった企画が提出されました。これらの提案の趣旨を生かした秋期のミニ研究集会の開催を幹事を中心に企画してもらうことに決定しました。

4. 科学研究費補助金の申請について

中村幹事より科学研究補助金の申請について以下のような提案があり、中村幹事を中心に進めてもらうことで承認されました。

「アジア社会に対する再認識；中国を中心として(仮題)」

・キーワード：オリエンタリズム、ポストコロニアリズム、エスニシティ・・・(詳細な内容は、研究参加者との協議を経て決定する)

・幹事クラスの若手研究者を中心に組織する
・研究会と連携させる
・研究成果はニュースレター、『日中社会学研究』に逐次還元する

・大会などで、まとまった研究報告を行う。

5 機関誌の年2回出版について

機関誌について以下のような提案がありました。

・編集作業について、編集の流れ、これまでの成功・失敗の状況を取りまとめ、編集マニュアルをつくる

・編集作業が簡便に行えるようにする

・一回は関東もち、一回は関西もちとする(両者で内容を競い合う形とする)

年2回発行については、予算上実施可能かどうか検討することで継続審議となりましたが、それ以外については、承認されました。

6 帰国留学生との連携・支援について

・『日中社会学研究』で関連する特集を設定したり、それへの投稿を働きかけたりする

・日本からの留学生と合わせて、ニュースレターへの寄稿を依頼する

このような提案があり、編集委員会および庶務委員会で検討することになりました。

7 研究資料、交流資料の作成について

長期活用・永久保存できるような研究資料、交流資料を作成してはどうかと提案があり、継続審議となりました。

■選挙資格に関するお知らせ

今年度は役員選挙が行われます。第24回総会で承認された「役員選出に関する申し合わせ事項」では、「選挙資格を有するものは、前年度の会費を、選挙が実施される年度の9月末日までに納入した者とする」とあります。前年度の会費を今年9月末日までに納入しなければ、選挙資格はありません。未納会費のある方はご注意ください。選挙資格については、本ニューズレター最後に掲載しております役員選挙規定及び会則をご覧ください。ホームページ

ージにも掲載しております。

■会費納入状況のお知らせ

未納会費がある会員の方には、未納状況のお知らせと払い込み用紙が同封されています（未納会費がない場合、払い込み用紙は同封されていません）。3年間会費を納入しなかった場合、会員の資格を失うことになりました。早めに納入下さいますようお願い申し上げます。

■『日中社会学研究』第12号

原稿募集のお知らせ

当学会の機関誌『日中社会学研究』第12号の原稿を募集いたします。投稿を希望される方は、2004年1月20日までに下記の編集委員会事務局まで、電子メールを使ってお申し込み下さい。登録受付の旨を返信メールでご連絡します。なお、投稿希望者には追って投稿規定をお送りします。

（編集委員長 細谷昂、事務担当 松戸庸子）

・投稿登録締め切り：2004年1月20日

（氏名、住所、自宅電話およびメールアドレス、所属・身分・所属先電話、論文か研究ノート等の区分、タイトルを記入する）

・原稿提出締め切り：2004年3月20日

・提出するもの：完成原稿とコピー3部、およびフロッピー・ディスク

・投稿登録先：松戸庸子

南山大学外国語学部アジア学科

〒466-8673 名古屋市昭和区山里町18

FAX：052-832-5330

E-mail：matsudoy@nanzan-u.ac.jp

■来年度の大会開催校について

来年度の16回大会は、愛媛大学で開催されることになりました。日程など詳しいことは、次号のニューズレター、HPなどでお知らせいたします。

■出産・育児に係る特別研究員・海外特別研究員の採用の中断及び延長について

日本学術振興会研究者養成課長より、日本学術振興会が実施している特別研究員事業、海外特別研究員事業について、男女共同参画社会実現の観点から、出産及び育児を理由とする採用の中断及び延長を認める取扱いをすることとした旨、連絡がありました。詳しくは、事務局あるいは以下までお問い合わせ下さい。

日本学術振興会総務部研究者養成課特別研究員・海外特別研究員事業担当
TEL:03-3263-4934 FAX:03-3222-1986

■第19期日本学術会議の会員として推薦すべき者について

日本学術会議会員推薦管理会より表記の件ことについて7月3日付けで通知がありました。社会学では4名、江原由美子、袖井孝子、蓮見音彦、大橋献策（敬称略）に決定されました。

■日本学術会議新役員について

本学会宛に、日本学術会議第18期会長吉川弘之先生、副会長（人文）吉田民人先生、副会長（自然）黒川清先生より辞職のご挨拶がありました。また第19期会長黒川清先生、副会長（人文）戒能通厚先生、副会長（自然）岸輝雄先生より就任のご挨拶がありました。

日中社会学会 2003年度 秋季研究集会のお知らせ

日中社会学会では、11月8日(土)(午後1時～5時)に研究集会を大阪(大阪市東淀川勤労者センター:JR新大阪駅より徒歩5分)で開催します。近年の会員増で、年1回の研究大会以外にも会員間の研究交流や討論の機会を求めた声が増えてきたことを受けたものです。これまで全国各地で年数回の「研究会」を開催してまいりましたが、今回は全国規模の「研究集会」として開催いたします。今回の研究大会では「中国への問い・中国からの問い」という共通論題を設定します。今日の日本における中国研究者がいかなる問題意識を持ち、どのような立場で研究を進めなければならないのか、そしてそのためにどのような方法論や分析枠組みが必要となるのか、について議論します。会員からの報告のほか、通常の研究大会では時間切れになりがちなディスカッションにも十分な時間があてられる予定です。会員だけでなく会員外の方の参加も歓迎いたします。中国研究のさらなる活性化のために多数ご参加いただきますよう、お願いいたします。(詳細は、挟込みの**開催要項**をご覧ください)

■新入会員の声(順不同)

*植村広美会員

所属:広島大学大学院国際協力研究科

教育開発コース 博士課程前期2年

研究テーマ:北京市における外来民工子弟の教育アスピレーションに関する研究

皆様はじめまして、広島大学大学院国際協力研究科に在学している植村広美です。どうぞよろしくお願い致します。最近では、いよいよ修士研究に本腰を入れて取り組んでおり、7月下旬の調査に向けて準備をしておるところです。修士論文では、外来民工子弟の教育アスピレーションに関する研究を行っております。彼らの「教育熱」は、都市住民に比べても負けず劣らずといったもので、高いハードルである高等教育への進学を目指す外来民工子弟たちの勉強ぶりは、まさに現代の科挙試験さながらです。中国では、「教育熱」は長年の歴史の中で繰り返されてきた「文の国」だと痛感しています。わたしも中国人を見習わなければなりません。「好好学习、天天向上」! 今後とも、中国専門家である皆様と「摩訶不思議中国」について大いに議論をし、そして勉強させて頂きたいと思っております。

どうぞ末永くお付き合いくださいますよう、よろしくお願い致します。

*竇心浩会員

所属:東京大学大学院教育学研究科比較教育社会学コース博士課程

研究テーマ:中国における高等教育機関の機能分化と高等教育機会の不平等問題

会員の著書から本学会のことが分かりました。それからインターネットで少し調べましたが、ホームページに面白いテーマをたくさん見つけました。できれば日本社会と中国社会をフィールドにされている先生方・研究者の方々の研究を勉強させていただきたいと思って入会の申し込みを提出いたしました。今までの中国社会に関する研究は主に歴史・政治や文化などの分野に集中しているが、最近中国の社会変動と社会問題をテーマとする研究は少しずつ増えてきたような感じです。近現代の日本社会と比較しながら、市場経済体制に移行しつつある中国社会にアプローチすることは社会学の研究にとっては大きな意味を持っているでしょう。

*王麗燕会員

所属:広島大学大学院、教育社会学専攻

研究テーマ：中国における大学入試制度

はじめまして、広島大学大学院の留学生、王麗燕と申します。この度、日中社会学会に入会させていただき、大変嬉しく思います。私の研究テーマは中国における大学入試制度に関する研究です。中国の大学入試は、7月に行われる統一試験だけあります。計画経済体制の下では、大学生募集の本質は「幹部を募集する」ことであります。大学に入学すれば、卒業してから一定の社会地位と物質的待遇を獲得することができます。現在、市場経済の移行と共に入学者募集の仕方も変化しています。大学と専門学校、一流大学と一般大学、人気のある専攻と人気のない専攻などの教育制度上の格差や都市と農村、幹部と労働者の間の入学機会の格差は、大きな論争の的となっています。これからは、入学者選抜の実際状況について具体的に分析して行きたいと考えていますが、学会の諸先生方から御指導お願い致します。

*張 英花会員

所属：奈良女子大学院・人間文化研究科・社会生活環境学専攻・博士後期課程1回生
研究テーマ：中国東北地方朝鮮族社会における家族関係の現代の変容とエスニシティ
みなさん、こんにちは。張英花と申します。修士論文では「中国東北地方朝鮮族における家族関係の現代の変容」について論文をかきました。その内容は、朝鮮半島から中国東北部に移住後、50年間の激しい社会変動に伴って、変化・継承された朝鮮族家族のあり方を追究しました。伝統的な家族制度をふまえたうえで、生活する人々の視点から、朝鮮族家族の変容過程を明らかにしようと試みました。そこで、誰が親の扶養の役割を果たしているのかを中心に枠組をつくり、家族の変貌メカニズムを考察しました。変化の浸透度を都市化の影響の視点から捉えるため、都市近郊農村と遠隔地農村の2箇所を対象に長期的フィールドワークを行いました。結論としては、

中国制度的改革派家族変動のプロセスとなったことは明らかになりました。なかでも戸籍制度、文化大革命、1人っ子政策、経済開放改革など社会的条件に応じて家族形態に変化がおき、多様化していきます。

博論では修論を踏まえ、朝鮮族の満州移民の歴史背景からはじめ、漢民族との関係、など人類学の視点から分析を試みます。中国社会制度のうねりのなかで、生存の基本単位である家族がどのように対応しているのか、その動きを明らかにすることは、マイノリティ集団としての将来を予測するだけでなく、中国東北部の将来を考える場合にも不可欠なテーマであると思います。これからもよろしくお願い申し上げます。

*陳 瑞娟会員

所属：広島大学大学院教育学研究科博士課程
研究テーマ：計画経済体制時の中国における大学卒業生の職場配置

はじめまして、広島大学大学院教育学研究科博士課程の陳瑞娟と申します。私の研究テーマは、計画経済体制時の中国における大学卒業生の職場配置です。1949年、中華人民共和国の成立により、中央集権的な社会主義計画経済体制が建設されました。大学卒業生も貴重な資源とみなされ、職場配置について、計画型就職モデルが採用されました。「学生は政府によって包括的に募集され、学費・生活費は政府によって包括的に出資され、卒業生の就職は政府によって包括的に配置される」という「統招、統包、統配」制度が打ち出されました。本研究では、計画経済体制時における就職問題に焦点を当て、大卒者の就職制度の成立過程を明らかにするとともに、ある省の普通高等教育機関を事例として職場配置の実態を分析し、さらに、ある大学の職場配置の組織や就職過程を詳細に分析します。これから、日中社会学会のお世話になりますが、どうぞ宜しくお願いします。

■中国研究・隣接分野の動向—政治学

比較政治学と「社団」

滝田豪（大阪国際大学嘱託講師）

6月22日、日本比較政治学会（会員約520名）の研究大会共通論題として「比較の中の中国」が開催された。その趣旨は、「中国政治研究の分野では、『中国的特殊性』が強調され、比較の組上にのぼることは稀であった。……今回の共通論題では、中国の政治体制を比較政治の枠の中でとらえなおす試みであり、政党、利益集団、コーポラティズムなどの視角から、台湾政治の経験も含めて検討してみたい」（同ニューズレター10号）というものであった。ここでは同大会の議論を紹介することを以て、筆者の責務である政治学における中国研究の紹介に代えさせていただきたいと思う（なおその詳細はいずれ同学会ニューズレターに掲載されるはずなので、ここでは筆者の主観的な感想を述べるにとどめたい）。

当日は3本の報告が行われたが、なかでも「比較」をつよく意識していたのが、筑波大学の小嶋華津子講師と辻中豊教授による、中国の「社団」にたいするアンケート調査に基づく報告であった。これは北京市の全「社団」と、浙江省の省級「社団」全数および抽出された地・県級「社団」の、合計7451団体にアンケートを郵送し、約35%の回答を得、その半数を日本に持ち帰って分析したものである。その規模といい、またすでに辻中教授を中心に日本・韓国・アメリカ・ドイツで実施され、今後もロシアやトルコで予定されている市民団体・利益集団調査と同じ形式で行われたものであることといい、その価値は極めて高いといえよう（なお辻中教授は利益集団研究の権威であり中国研究者ではない）。

2001～02年に調査が行われてから日が浅く、まだ中間報告の段階にあるということであったが、報告で明らかになった点を列挙し

てみると、例えば「社団」数の人口比は日本の団体と変わらない（ちなみにアンケートの回収率も日本の調査と変わらない）。中国の「社団」は60%以上が政府の行政指導下におかれているが、これは日本や韓国（約46%）と比べて極端に高い数値ではない。政府機関から諮詢を受ける割合は34%、政策に及ぼす影響力の自己評価率は約16%で、これも日韓と変わりがなく、総じてその活動はかなり活発で積極的なものであるといえる。他方で、政府から補助金を受けている「社団」が約42%、政府職員の天下りを受け入れている「社団」が約23%（北京）と、いずれも日韓の約3倍の割合を示しており、また所管官庁との関係について70%以上の「社団」が官庁の内部組織となってもよいと答えるなど、国家との関係は他国の場合と比べて極めて緊密である。こうしたことから、報告ではその将来像として「官庁セクショナリズム的な多元主義」、「所管官庁と一体となったセクター・コーポラティズム」といった可能性が示唆された。

フロアからは、インドやフィリピン政治の研究者から「社団」は「市民社会」か否かといった質問がなされた。同報告でもデータ分析に先立ち、中国がかつての「有国家、無社会」から「小政府、大社会」へと変貌を遂げつつあることが指摘され、さらに英語圏において改革以降の中国政治が「市民社会論」や「コーポラティズム論」で分析されてきたことが紹介されていた。それでは中国における「社団」の叢生は「大社会」や「市民社会」の表出なのか。ここへ来て、議論は勢いを失う。報告者自身も留保しているように、そう判断するのはあまりにも早計なのである。報告によれば、何より中国の「社団」が国家管理の枠を超えることは絶対に許されない。しかし「社団」が国家の庇護を利用して自らの目的を達成するという場合もあり、両者は相互利用関係にあるともいえる。つまり国家に抗するという意味での「市民社会」ではあり

えないが、かといって単に国家に従属する存在でもなく、結局両者の関係は「複雑」であると結論づけざるを得ないのである。

このように概念上の混乱が生じるのは、私見によれば、「市民社会」という社会科学の概念を中国にうまく当てはめられないからではないだろうか。つまり中国特殊論を排して比較を試みた結果、改めて中国の特殊性が浮かび上がってきたのだといえよう。実際、当日「中国の政治体制と中国共産党」と題して報告した高原明生・立教大学教授は、共通論題の趣旨に沿って比較の可能性を検討しつつも、他方で理論に頼った安易な比較を拒否し、中国の実情についての丁寧な実証こそが重要であるという認識を示していた。ある若い中国人留学生などは、「社团」が国家の言いなりになるのは中国では当たり前のものであり、「市民社会」を云々すること自体が無意味であると、筆者に語った。その当否は別としても、ことほど左様に、他地域と共通の枠組みで中国をとらえる作業は難しいのである。社会学においてはいかがであろうか。

*本稿で紹介した報告論文は以下の通りである。

小嶋華津子・辻中豊『『社团』から見た中国の政治社会：中国『社团』調査（2001-2）と日韓基礎団体調査（JIGS 調査 1997）をもとにして』『日本比較政治学会 2003 年度研究大会 報告論文集』（大阪大学豊中キャンパス、2003 年 6 月 21 日～22 日）所収。
高原明生「中国の政治体制と中国共産党」同上書所収。

■在外会員通信

大学・大学付属病院の SARS への対応

馮 喜良 (首都経済貿易大学)

北京の大学では、他の地区に疫情の拡散を防止するため、政府主管部門が大学を休学しないように指導した。4 月末から各大学は厳重な管理措置を導入し、登録時点で学校内にいる学生に SARS 期間中の専用出入カードを発行し、外出時間も一回で 2 時間以内と制限した。その時点で学校外にいる学生には入校禁止措置を取った。大部分の授業はインターネットを通して行い、教職員の定例会議も中止した。情報を把握するため、学生と教職員は毎日電話で各自の体温状況を担当者に報告することを行なった。その期間中、「延期できない特別な事情がなければ学校に行きたくない」という考えは人々の本音であった。以上のような厳しい措置は 6 月まで続いていた。

北京大学附属人民医院は SARS のため、医学的に隔離された病院である。当病院は 85 年の歴史をもつ有名な大型総合病院であり、在籍職員 2250 名、年間受診者数は百万人を超える。病院の急診科は北京市内で最も忙しい急診科の一つであり、年間 10 数万人の患者を受け入れ、そのまま観察室に残して治療する患者だけでも 6 万人に達している。2002 年 12 月観察室の増設工事が終了し、急診科の真中に新たなオープン観察室が設置された。この観察室は今回の SARS 騒ぎにおいて巨大な感染源になってしまった。「財經」雑誌の調査によると（「財經 SARS 毎週調査、5 月 20 日刊）、人民医院の感染経緯は以下のように報告されている。

4 月 5 日（土曜日）に急診科は最初の SARS 患者を受けた。その際、SARS 診断基準に基づいて確定出来なかったため、急診科の特別看護室で患者を観察することにした。

4 月 6 日夜、最初の SARS 患者が診断された。同時にこの患者の弟も受診にきた。4 月 7

日、患者を隔離するため、SARS 専用病室の改造を始め、8 日午後 4 時に完成し、患者を収容した。

しかし、院内感染はすでに発生していた。最初の SARS 患者と一緒にいた他の患者は SARS に感染していた。一人の心臓病患者から心臓内科の 11 名の医者と看護婦に感染し、一人の脳血管患者からは神経内科の 3 名の医者と看護婦に感染した。4 月 11 日まで急診科だけで 6 名の看護婦が SARS に感染した。

4 月 14 日、急診科副主任丁秀蘭も SARS に感染した。最初、丁秀蘭の症状は軽く、熱はあるが、レントゲンでは問題がなかった。19 日のレントゲンではじめて問題が発見され、23 日に地壇病院（SARS 指定病院）に転院された。そのときの病状は既に重く、呼吸器も効果が無かったので、気管切開を実施した。しかし、5 月 13 日未明この 48 歳の医者は亡くなった。

4 月 18 日、病院は隔離設備のある発熱専門診療室を開設した。初日の受診者数は 80 人を越え、19 日に 100 人を越えた。この中 20 数人は SARS 患者であった。SARS 患者が急増したため、19 日まで病院は SARS2、SARS3 専用病室を作った。多い時 100 人以上の SARS 患者が同時にこの病院で治療を受けていた。

病院側はできるだけ対策を実施した。しかし、この病院は伝染病専用病院として建てられたわけではないため、検査、会計、待合室などは同じ場所に設置され、構造的な不備がある。感染が拡大する状況の中で、病院は休診し消毒作業をする必要があると考えた。

4 月 19 日から 21 日まで、病院は数回に渡って、政府主管部門に「営業を停止し、徹底的な消毒を行いたい」と申請した。21 日に政府は専門家を派遣し、調査を行った。その結果、21 日に病院の営業が停止され、24 日に正式に隔離された。

4 月 5 日から 24 日までの 19 日間、人民医

院の診療した発熱患者は 8360 人を超え、SARS 患者は 205 名に達した。SARS 感染者の中で医療関係者は 76 名、隔離後さらに 17 名の医療関係者が感染し、合計 93 名にのぼった。5月23日人民医院は消毒と再整備を終え、再び営業を開始した。

今回の SARS による大規模な院内感染の背後には複雑な因果関係がある。この災難は、

医療システム、公共衛生管理、危機管理、政府のあり方、現代人々の生活様式など多くの面でわれわれに反省すべき問題点を残したのである。(ご本人からの原稿を編集担当が一部修正)

日中社会学会会則

- 第1条 本会は、日中社会学会という。
- 2 本会は、日中両国の社会学界の交流を図り、両国の社会学の発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本会は、目的達成のために次の事業をおこなう。
- 1 日中両国の社会学研究者の交流
 - 2 社会学及び関連諸領域の研究成果の発表と紹介
 - 3 その他、目的達成に必要な事業
- 第3条 本会は、第1条第2項の目的に賛同する社会学研究者などをもって会員とする。
- 2 会員は一般会員、学生会員、団体会員とする。
- 3 一般会員または学生会員として入会を希望するものは、会員1名以上の紹介を受け、理事会の承認を得なければならない。
- 4 団体会員は、団体または機関として入会を希望するもので、理事会の承認を得たものである。その代表者（1名）は本会の行う事業に参加することができる。
- 第4条 会員で引き続き3年間会費を納入しなかったものは、会員の資格を失う。
- 2 会員の退会には理事会の承認を必要とする。
- 3 本会の名誉を著しく毀損したものは、理事会の議を経て除名されることがある。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 理事 若干名
 - 3 監査 2名
 - 4 幹事 若干名
- 第6条 役員職務は次の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し会務を処理する。
- 2 理事は、会長を補佐し本会の運営に当たる。
理事の互選により、庶務担当理事・編集担当理事・研究担当理事・大会担当理事を定める。
必要に応じて、任期中に限り、その他の担当理事及び理事を置くことができる。
- 3 監査は、本会の会計を監督する。
- 4 幹事は、庶務担当理事・編集担当理事・研究担当理事・大会担当理事、およびその他の担当理事のもとにおいて、それぞれの職務を補佐する。
- 5 各担当理事は、それぞれの担当分野の会務運営のため、各担当委員会を設けることができる。
- 第7条 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。
- 第8条 会長・理事・監査は総会の承認を得て就任し、その任期は3年とする。再任を妨げない。但し連続2期を越えることはできない。
- 2 会長・理事・監査の選出規定は別に定める。
- 3 幹事は理事会が委嘱し、任期は3年とする。但し再任を妨げない。
- 4 会長が任期途中で退任した場合、理事会は理事のなかより会長代行を選出する。

会長代行の任期は、次の総会までとする。

- 5 理事・監査が任期途中で退任した場合、後任理事・監査は理事会で選出する。後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

第9条 本会の機関は次の通りとする。

- 1 定期総会
- 2 臨時総会
- 3 理事会
- 4 庶務担当委員会
- 5 編集担当委員会
- 6 研究担当委員会
- 7 大会担当委員会
- 8 その他の担当委員会
- 9 拡大理事会

第10条 定期総会は、会長が招集し毎年6月に開催する。

- 2 臨時総会は、会長あるいは会長代行が必要と認めるとき招集する。
- 3 理事会は、会長・理事によって構成され、会長が招集する。
- 4 拡大理事会は、会長・理事・幹事によって構成され、会長が招集する。
- 5 各種担当委員会は担当理事・理事・幹事によって構成され、担当理事が招集する。

第11条 本会は、事務局をおく。

- 2 本会は、必要に応じて事務局支局を任意の地におくことができる。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、次年の3月31日に終わる。

第13条 本会の運営経費は、会費その他による。

- 2 会費は機関誌代も含め、1会計年度当たり一般会員5,000円、学生会員3,000円、団体会員10,000円とする。ただし、在外国外国人会員は、当分の間納入を免除する。

第14条 理事会、各種担当委員会に関するその他の規定を別に置くことができる。

第15条 本会則の改正は、総会の承認を必要とする。

付則1 本規約は1982（昭和57）年10月10日から発効する。

付則2 1987（昭和62）年10月2日改正。

付則3 1992（平成4）年6月7日改正。会費額変更。

付則4 1994（平成6）年6月5日改正。規約から会則に名称変更。

付則5 1997（平成9）年9月20日改正。役員選出規定並びに会計年度に関連する変更。

付則6 1998（平成10）年6月6日改正。会員の種類、会員資格の喪失、団体会員の会費についての変更。

付則7 2001（平成13）年6月2日改正。事務局設置場所、外国人会員の会費についての変更。

日中社会学会役員選出規定

- 第1条 日中社会学会会則第8条第2項における役員を選出は、本規定により行う。
- 第2条 理事の定員は15名とする。
- 2 理事のうち10名は、直接選挙で選出し、5名は、地域間、専門間、世代間等の関係を考慮し、直接選挙によって選出されたものの協議によって推挙する。
- 第3条 会長は、新理事会において推挙する。
- 第4条 監査は、理事と同時に直接選挙により選出する。ただし理事に選出されたものは監査になることはできない。
- 第5条 一般会員および学生会員は、選挙権と被選挙権をもつ。
- 第6条 理事会は、選挙の実施のため、選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員会の長は、委員の互選による。選挙の終了とともに、選挙管理委員会は解散する。
- 第7条 選挙の資格を有するものは、前年度の会費を納入したのものとする。
- 第8条 選挙は、多数の投票を得たものの順に選出し、最下位に同数ある場合は、抽選とする。同時に、次点者・次々点者等を定めておき、総会において役員を選出がなされる以前に欠員が生じた場合には、順次繰り上げる。
- 第9条 選挙は、所定の投票用紙を用いて、直接郵送による秘密投票によりおこなう。理事選挙は5名不完全連記、監査の選挙は2名不完全連記とする。
- 2 有権者名簿は、投票用紙と同封して郵送する。
- 第10条 次年度の大会開催校の会員を、年度限りとして理事に委嘱することができる。
- 第11条 本規定の改正は総会の承認を必要とする。
- 付則1 本規定は1997（平成9）年9月20日から発効する。
- 付則2 1998（平成10）年6月6日改正。会則の変更による条項の変更。

日中社会学会ニュースレターNo. 39

発行：日中社会学会事務局
〒734-8558 県立広島女子大学国際文化学部富田和広研究室
TEL 082-251-9851 FAX 082-251-9405
E-mail tomita@hirojo-u.ac.jp

編集担当（第39号）：首藤明和
〒673-1494 兵庫県加東郡社町下久米942-1
兵庫教育大学首藤明和研究室
TEL FAX 0795-44-2165
E-mail shuto@soc.hyogo-u.ac.jp

発行日：2003年9月